

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4998861号  
(P4998861)

(45) 発行日 平成24年8月15日(2012.8.15)

(24) 登録日 平成24年5月25日(2012.5.25)

(51) Int.Cl.

F I

**G 0 6 F 9/445 (2006.01)**

G 0 6 F 9/06 6 1 0 A

G 0 6 F 9/06 6 1 0 D

請求項の数 10 (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願2010-45326 (P2010-45326)  
 (22) 出願日 平成22年3月2日(2010.3.2)  
 (65) 公開番号 特開2011-180885 (P2011-180885A)  
 (43) 公開日 平成23年9月15日(2011.9.15)  
 審査請求日 平成22年3月2日(2010.3.2)

(73) 特許権者 000004237  
 日本電気株式会社  
 東京都港区芝五丁目7番1号  
 (74) 代理人 100130029  
 弁理士 永井 道雄  
 (74) 代理人 100166338  
 弁理士 関口 正夫  
 (74) 代理人 100152054  
 弁理士 仲野 孝雅  
 (72) 発明者 喜多 栄寿  
 東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株  
 式会社内  
 審査官 石川 亮

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 コンピュータシステム及びそのHW抽象化方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

HW(ハードウェア)を仮想空間のACPIツリー上に配列したオブジェクトとして抽象化するACPIと、

前記ACPIを介して前記HWの構成を認識するOSと、

前記ACPIと前記HWとの間に設けられ、前記ACPIツリー上のオブジェクトと同じ配列で前記HW毎の情報を格納する場所を並べて構成されるメモリ領域を有する仮想HWと、

事前に前記HWを参照して前記HW毎の情報を前記仮想HWのメモリ領域内の当該HWに対応する場所に格納するBIOSとを有し、

前記ACPIが前記HWを直接参照せずに前記仮想HWのメモリ領域を参照して前記HW毎の情報を得ることにより、前記OSが前記ACPIを介して前記HW毎の情報から前記HWの構成を認識することを特徴とするコンピュータシステム。

【請求項2】

前記仮想HWのメモリ領域は、前記ACPIツリー上に割り当てられるACPI番号順に前記HWの情報を格納する場所を並べて構成されることを特徴とする請求項1に記載のコンピュータシステム。

【請求項3】

前記仮想HWは、デバッグ用メモリ領域をさらに有し、

前記ACPIが前記仮想HWのメモリ領域を参照する際、前記ACPI側のデバッグに

必要なデータを前記デバッグ用メモリ領域に格納することを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載のコンピュータシステム。

【請求項 4】

前記 BIOS は、前記 HW の初期化過程で当該 HW を参照して前記 HW 毎の情報を前記仮想 HW のメモリ領域内の当該 HW に対応する場所に格納することを特徴とする請求項 1 から 3 のいずれか 1 項に記載のコンピュータシステム。

【請求項 5】

前記 HW の構成が前記 OS の運用中に動的に変更になった場合、前記 BIOS が、前記 HW の構成変更を前記仮想 HW のメモリ領域内の当該 HW に対応する場所の格納された前記 HW 毎の情報に反映させることにより、前記 OS が前記仮想 HW を介して前記 HW の構成変更を認識することを特徴とする請求項 1 から 4 のいずれか 1 項に記載のコンピュータシステム。

10

【請求項 6】

ACPI が、HW (ハードウェア) を仮想空間の ACPI ツリー上に配列したオブジェクトとして抽象化し、

前記 ACPI と前記 HW との間に、前記 ACPI ツリー上のオブジェクトと同じ配列で前記 HW 毎の情報を格納する場所を並べて構成されるメモリ領域を有する仮想 HW を設け、

BIOS が、事前に前記 HW を参照して前記 HW 毎の情報を前記仮想 HW のメモリ領域内の当該 HW に対応する場所に格納し、

20

前記 ACPI が前記 HW を直接参照せずに前記仮想 HW のメモリ領域を参照して前記 HW 毎の情報を得ることにより、OS が前記 ACPI を介して前記 HW 毎の情報から前記 HW の構成を認識することを特徴とするコンピュータシステムの HW 抽象化方法。

【請求項 7】

前記仮想 HW のメモリ領域は、前記 ACPI ツリー上に割り当てられる ACPI 番号順に前記 HW の情報を格納する場所を並べて構成されることを特徴とする請求項 6 に記載のコンピュータシステムの HW 抽象化方法。

【請求項 8】

前記仮想 HW は、デバッグ用メモリ領域をさらに有し、

前記 ACPI が前記仮想 HW のメモリ領域を参照する際、前記 ACPI 側のデバッグに必要なデータを前記デバッグ用メモリ領域に格納することを特徴とする請求項 6 又は 7 に記載のコンピュータシステムの HW 抽象化方法。

30

【請求項 9】

前記 BIOS が、前記 HW の初期化過程で当該 HW を参照して前記 HW 毎の情報を前記仮想 HW のメモリ領域内の当該 HW に対応する場所に格納することを特徴とする請求項 6 から 8 のいずれか 1 項に記載のコンピュータシステムの HW 抽象化方法。

【請求項 10】

前記 HW の構成が前記 OS の運用中に動的に変更になった場合、前記 BIOS が、前記 HW の構成変更を前記仮想 HW のメモリ領域内の当該 HW に対応する場所の格納された前記 HW 毎の情報に反映させることにより、前記 OS が前記仮想 HW を介して前記 HW の構成変更を認識することを特徴とする請求項 6 から 9 のいずれか 1 項に記載のコンピュータシステムの HW 抽象化方法。

40

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、コンピュータシステム及びその HW (ハードウェア) 抽象化方法に関する。

【背景技術】

【0002】

コンピュータを構成する CPU (Central Processing Unit)、メモリ等の HW を抽象化するための標準技術として、ACPI (Advanced Configuration and Power Interface

50

）が知られている。ACPIによってHWを抽象化することで、Linux、Windows（登録商標）などのOS（Operating System）は、どのベンダのプラットフォームでもブート（Boot）することが可能である。

【0003】

具体的には、ACPIツリー（ACPI Tree）というツリー構造の仮想空間を定義し、そのACPIツリー上にシステムを構成するHWをデバイスオブジェクト（Device Object）として記述することでHWの抽象化を行う。ACPIツリーの記述においては、ASL（ACPI Source Language）という言葉を用いる。各HWに対応する各オブジェクトには、対応するHW構成情報等を返却するメソッドを記述する。

【0004】

一般的に、ASLでACPI内のメソッドを記述する際、HWから情報を読み出し、OSへ返却する形態を用いる。そして、OS上のACPIドライバ（ACPI Driver）がそのACPI内のメソッドを実行することで、HW構成を認識する。すなわち、OSは、ACPIを介してHW構成を認識する。具体的に、ACPIがOSへHWの構成を認識させる方法は、次のとおりである。

【0005】

（1）ACPI内のメソッドがHWの構成を参照し、データを取得する。

【0006】

（2）ACPI内のメソッドが取得したデータに対し、メソッド毎の処理を行う。

【0007】

（3）ACPI内のメソッドが作成したデータをOSへ返却する。

【0008】

しかし、従来のシステムでOSへHWの構成を認識させる役割を担うものは、HWとACPIだけであった。また、ACPIツリーの記述で用いるASLは、C言語等の高級言語とは異なり、データ定義、ループ制御の記述に制限があり、複雑な制御プログラムの記述や、規模の大きな開発には向いていない。このため、この従来技術には、次のような問題点があった。

【0009】

（1）大規模サーバの場合、ASL開発規模が増加する。その理由は、ACPIツリー上のHW数が増えるからである。

【0010】

（2）大規模サーバの場合、開発効率化が低下し、品質悪化の懸念がある。その理由は、ASLにはデータ定義やループ制御の記述に制限があるからである。

【0011】

（3）新機種開発などにおいて、HWが変更になると、ASLも書き換えなければならないため、流用開発が困難である。その理由は、ACPIがHWを参照するコードをASLで記述しているからである。

【0012】

（4）マルチOSをサポートする場合、非効率な面がある。その理由は、OS上のACPIドライバがASLの記述を解釈できない場合があり、全てのOSが解釈できるようASLを記述しなければならず、事前調査を必要とするからである。

【0013】

（5）デバッグ上の不便さがある。その理由はOS上のACPIドライバがASLを解釈する方式のため、OS上からデバッグを行うのが一般的だが、OSをブートできない場合、ASLのデバッグができないからである。

【0014】

これに関連して、特許文献1には、ACPI制御メソッドの名前の衝突の回避方法が記載されている。この方法は、ACPIの制御メソッドの名前の衝突を回避するコンピュータにより実行される方法であって、一意の識別子から構成される第1の引数を取得し、異なるACPI制御メソッドに対して同じ識別子の使用を防止することによって、名前の衝

10

20

30

40

50

突が回避されるように、第 1 の引数を A C P I 制御メソッドの予約名に関連付け、所定の A C P I 制御メソッドに対する一意の識別子を構成するものである。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0015】

【特許文献 1】特開 2005 - 182779 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0016】

前述した A C P I による H W 抽象化方式には、次のような課題がある。

10

【0017】

( 1 ) 大規模サーバの場合、A C P I ツリー上の H W 数が増え、その結果 A S L 開発規模が増加、かつ前述の A S L 制限があるため、開発効率化が低下し、品質悪化の懸念がある。

【0018】

( 2 ) 現状の A S L が H W を直接考慮してそれを抽象化する方式では、新機種開発などにおいて H W が変更になると A S L も書き換えなければならないため、流用開発が困難である。

【0019】

( 3 ) O S 上の A C P I ドライバが A S L の記述を解釈できない場合がある。マルチ O S をサポートする場合、全ての O S が解釈できるよう A S L を記述しなければならず、事前調査が必要など、非効率な面がある。

20

【0020】

( 4 ) O S 上の A C P I ドライバが A S L を解釈する方式のため、O S 上からデバッグを行うのが一般的であるが、O S をブートできない場合、A S L のデバッグができないため、デバッグ上の不便さがある。

【0021】

特許文献 1 の方法は、A C P I 制御メソッドの名前の衝突を回避するものであり、上記のような課題を考慮したものではない。

【0022】

30

本発明の目的は、以上の課題を解決し、A S L の開発規模を減らし、流用開発を容易にし、マルチ O S サポートを容易にすることができるコンピュータシステム及びその H W 抽象化方法を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0023】

上記目的を達成するため、本発明に係るコンピュータシステムは、H W (ハードウェア) を仮想空間の A C P I ツリー上に配列したオブジェクトとして抽象化する A C P I と、前記 A C P I を介して前記 H W の構成を認識する O S と、前記 A C P I と前記 H W との間に設けられ、前記 A C P I ツリー上のオブジェクトと同じ配列で前記 H W 毎の情報を格納する場所を並べて構成されるメモリ領域を有する仮想 H W と、事前に前記 H W を参照して前記 H W 毎の情報を前記仮想 H W のメモリ領域内の当該 H W に対応する場所に格納する B I O S とを有し、前記 A C P I が前記 H W を直接参照せずに前記仮想 H W のメモリ領域を参照して前記 H W 毎の情報を得ることにより、前記 O S が前記 A C P I を介して前記 H W 毎の情報から前記 H W の構成を認識することを特徴とする。

40

【0024】

本発明に係るコンピュータシステムの H W 抽象化方法は、A C P I が、H W (ハードウェア) を仮想空間の A C P I ツリー上に配列したオブジェクトとして抽象化し、前記 A C P I と前記 H W との間に、前記 A C P I ツリー上のオブジェクトと同じ配列で前記 H W 毎の情報を格納する場所を並べて構成されるメモリ領域を有する仮想 H W を設け、B I O S が、事前に前記 H W を参照して前記 H W 毎の情報を前記仮想 H W のメモリ領域内の当該 H

50

Wに対応する場所に格納し、前記ACPIが前記HWを直接参照せずに前記仮想HWのメモリ領域を参照して前記HW毎の情報を得ることにより、OSが前記ACPIを介して前記HW毎の情報から前記HWの構成を認識することを特徴とする。

【発明の効果】

【0025】

本発明によれば、ASLの開発規模を減らし、流用開発を容易にし、マルチOSサポートを容易にすることができるコンピュータシステム及びそのHW抽象化方法を提供することができる。

【図面の簡単な説明】

【0026】

【図1】本発明の第1の実施例に係るコンピュータシステムの全体構成を示す図である。

【図2】図1に示すACPIツリーの詳細とHW構成格納部を示す図である。

【図3】図1に示すコンピュータシステムの動作を説明するフローチャートである。

【図4】本発明の第2の実施例に係るコンピュータシステムの全体構成を示す図である。

【図5】図4に示すコンピュータシステムの動作を説明するフローチャートである。

【発明を実施するための形態】

【0027】

以下、本発明に係るコンピュータシステム及びそのHW抽象化方法の実施の形態について、図面を参照して詳細に説明する。

【0028】

本実施の形態は、大規模マルチOSサーバ等のコンピュータシステムにおいて、開発効率の為にACPIメソッドがHWを直接参照せずにHWのデータを取得するものである。すなわち、本実施の形態では、ACPIからはHWを直接参照せずに、ACPIとHWの間に仮想HWを設け、BIOS (Basic Input/Output System) が事前にACPIが必要とするデータを仮想HW上に格納しておき、ACPIからは仮想HWを参照する方式 (HW非直接参照型HW仮想化抽象化方式) を採用する。これにより、ACPI開発の効率化、品質確保が可能となり、マルチOSへの対応とHW変更への対応が容易なものとなる。例えば、大規模マルチOSサーバにおけるACPIによるHW非直接参照型HW仮想化抽象化方法を構築することができる。

【0029】

本実施の形態は、次の構成を採用している。

【0030】

(1) ACPIとHWの間に、新たに仮想HWを設ける。仮想HWは、ACPI側の各メソッドが必要とするHWのデータを格納するメモリ領域 (図1の例では、HW構成格納部) を有する。

【0031】

(2) BIOSは、システム立上げ時のHW初期化の過程で仮想HWにデータを格納する。具体的には、メモリ等のデータ格納部にACPIツリー上の各オブジェクトと同様な配列でHWの各要素を仮想的に定義し、ACPI側の各メソッドが必要とするHWのデータを生成し、仮想HW上に格納しておく。

【0032】

(3) ACPI側の各メソッドは、HWを参照せず、仮想HWを参照するようASLを記述しておく。

【0033】

(4) OS上のACPIドライバがACPI側の各メソッドを実行すると、ACPIは、仮想HWから情報を取得してOSへ返却し、OSは、仮想HWを介してHW構成を認識する。

【0034】

(5) HW構成がOS運用中に動的に変更になった場合は、BIOSが仮想HWにその変更を反映させることで、OSへHWの構成変更を認識させる。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 3 5 】

( 6 ) 仮想HWにデバッグ用のストレージ(デバッグ用メモリ領域:図1の例では、トレース領域に対応する。)を設けておく。これにより、ACPI側から仮想HWを参照する際、OS上のACPIドライバから渡された値、あるいはOSへ返却する値等の情報をトレースデータとしてデバッグ用のストレージに格納する。

## 【 0 0 3 6 】

以下、本発明の具体的な実施例について説明する。

## 【実施例1】

## 【 0 0 3 7 】

まず、図1~図3を参照して、本発明の第1の実施例について説明する。

10

## 【 0 0 3 8 】

図1は、本実施例の全体構成を示す。図1を参照すると、本実施例に係るコンピュータシステム10は、コンピュータアーキテクチャに基づくHW及びSW(ソフトウェア)で実現されるもので、その構成上、OS11と、ACPI12と、メモリ13と、BIOS14と、CPU等のHW15とを有している。図1の例では、HW15として、CPU1、2と、MEM(メモリ)1、2とがそれぞれ示されている。OS11等の各SWは、HW15のCPUにより実行されることにより、それぞれの機能(後述参照)が達成される。

## 【 0 0 3 9 】

OS11は、ACPI12側の各メソッドを実行するACPIドライバ(ACPI Driver)111を備えている。ACPIドライバ111は既知のものがそのまま適用されるため、その詳細については省略する。

20

## 【 0 0 4 0 】

ACPI12は、ASLで記述されたツリー構造の仮想空間であるACPIツリー(ACPI Tree)121を備えている。ACPIツリー121上には、コンピュータシステム10の各HWが、それぞれに対応する各デバイスオブジェクト(以下オブジェクト)として抽象化される。各HWに対応する各オブジェクトには、対応するHW毎の情報等を返却するメソッドが記述される。

## 【 0 0 4 1 】

メモリ13内には、仮想HW131が存在する。仮想HW131は、HW構成格納部1311と、デバッグ用メモリ領域であるトレース領域1312とで構成される。

30

## 【 0 0 4 2 】

仮想HW131は、メモリ13内部に作成され、HW毎の情報であるHW構成情報を格納する。HW構成情報とは、HWの種類、HW毎の個数、その容量等を定義したものである。

## 【 0 0 4 3 】

ここで、開発者による設計段階で、メモリ13中の何処に仮想HW131用の領域をアロケートするかが決定される。

## 【 0 0 4 4 】

仮想HW131は、次の2つの手段で実現する。第一は、HW構成情報を格納するアドレスを定義するプログラムである。第二は、HW15を参照することで得たHW構成情報を仮想HW131に格納するプログラムである。第二のHW構成情報を仮想HW131に格納するプログラムにおいては、ACPI12のACPIツリー121上の各オブジェクトと同じ配列になるようHW構成情報の格納順序を規定しておく。

40

## 【 0 0 4 5 】

この2つのプログラムは、BIOS14に組み込まれる。BIOS14は、これらプログラムを実行すると、HW構成情報を格納するアドレスを定義するプログラムに記述されているとおりメモリ13内のメモリ領域をアロケートする。また、BIOS14は、HW15を参照し、得たHW構成情報を仮想HW131内の所定の場所に格納する。

## 【 0 0 4 6 】

50

さらに、開発者による設計段階で、ACPI 1.2が仮想HW 1.3.1を参照するように設計される。ACPI 1.2は、前述したASL (ACPIツリーを記述する言語)と呼ばれる言語を用いて開発される。これにより、OS 1.1中に存在するACPIドライバ 1.1.1がASLで記述されたACPIツリー 1.2上の各オブジェクトのメソッドを実行することにより、ACPI 1.2は、仮想HW 1.3.1を参照することでHW構成情報を得る。その後、ACPI 1.2は、得られたHW構成情報をOS 1.1へ渡すことでOS 1.1にHW構成情報を認識させる。

**【0047】**

図2は、ACPIツリー 1.2.1の詳細と仮想HW 1.3.1内のHW構成格納部 1.3.1.1を示す。図2を参照すると、ACPIツリー 1.2.1は、CPU等(図2の例では、CPU 1、Memory (メモリ) 1、2等)のHW 1.5がオブジェクトとして定義される。それぞれのオブジェクトは、\_UID (デバイス毎、ユニークに割り当てられるIDを返却するメソッド)等のメソッドを備えている。

10

**【0048】**

図1で、OS 1.1上のACPIドライバ 1.1.1がASLを実行すると、ACPI 1.2内の各メソッドは、それぞれ仮想HW 1.3.1から情報を読み出し、OS 1.1へ返却する。

**【0049】**

HW構成格納部 1.3.1.1は、仮想HW 1.3.1内にあり、CPU、メモリ(MEM)等(図1の例では、CPU 1、2、3、4、MEM 1、2、3、4等)、HW 1.5毎の情報が格納されるメモリ領域である。

20

**【0050】**

トレース領域 1.3.1.2とは、ACPI 1.2がOS 1.1へ返却するデータ等、トレースしたいデータが格納されるメモリ領域である。

**【0051】**

HW構成格納部 1.3.1.1内には、HW 1.5毎の情報(HW構成情報)を格納する場所が、ACPI番号順に並んでいる。ここで、ACPI番号の説明をする。同種のHW 1.5には、番号が付けられているが、この番号付けは設計ルールとして、HW 1.5上とACPIツリー 1.2.1上で異なる。HW 1.5上で割り当てられる番号を物理HW番号、ACPIツリー 1.2.1上で割り当てられる番号をACPI番号と呼ぶ。物理HW番号は、基板上の配置に沿ったものが割り当てられる。一方、ACPI番号は、物理HW番号にBMC (Base Management Controller)やマスタCPU (Master CPU: 基準となるCPU)番号の値を加味したものが割り当てられる。

30

**【0052】**

本実施例では、HW構成格納部 1.3.1.1内で、ACPI番号順にHW 1.5毎の情報を格納する場所が並んでいるので、ACPIツリー 1.2.1とHW構成格納部 1.3.1.1内でHW 1.5の番号順が等しくなる。つまり、HW 1.5の変更があった際も、ACPIツリー 1.2.1でのHW 1.5とHW構成格納部 1.3.1.1内のHW 1.5の対応関係は変化しない。そのため、ACPI 1.2側の変更を最小限におさえられ、流用開発を容易にすることが可能となる。

**【0053】**

次に、図3を参照して、本実施例の動作について詳細に説明する。なお、図1のA1~A8は、図3のステップA1~A8にそれぞれ対応する。

40

**【0054】**

まず、BIOS 1.4は、システム立ち上げ時のHW初期化の過程(ステップA1)で、HW構成格納部 1.3.1.1とトレース領域 1.3.1.2とで構成される仮想HW 1.3.1を作成する(ステップA2)。その後、BIOS 1.4は、HW 1.5の種類、個数、容量等、HWの情報をHW 1.5から参照し、参照した情報をHW構成格納部 1.3.1.1に格納する(ステップA3)。

**【0055】**

続いて、OS 1.1が立ち上がった(ステップA4)後、OS 1.1上のACPIドライバ

50

1 1 1 が A C P I 2 側のメソッドを実行すると、そのメソッドは、H W 構成格納部 1 3 1 1 を参照し、データを得る (ステップ A 5)。その一例として、A C P I 2 側のメソッドを記述する A S L で用意されている Operation Region という関数を用いることができる。この関数は、アドレスを入力すると、そのアドレス上のデータを出力するものである。この場合、設計の段階で H W 1 5 の各要素の種類毎に情報が格納されている H W 構成格納部 1 3 1 1 内のアドレスは定まっているので、欲しい情報が格納されている H W 構成格納部 1 3 1 1 内のアドレスを Operation Region に指定することにより、そのアドレス上のデータを得ることができる。

【 0 0 5 6 】

A C P I 1 2 内のそれぞれのメソッドは、得られたデータに対し、メソッド内の処理を実行し、O S 1 1 へ返却するデータを生成する (ステップ A 6)。また、A C P I 1 2 は、デバッグのため、そのデータを仮想 H W 1 3 1 内のトレース領域 1 3 1 2 に格納する (ステップ A 7)。そして、A C P I 1 2 は、トレース領域 1 3 1 2 に格納したものと同じデータを O S 1 1 へ返却する (ステップ A 8)。

【 0 0 5 7 】

従って、本実施例では、次のような効果を奏することができる。

【 0 0 5 8 】

第 1 の効果は、A S L の開発規模を減らせることにある。その理由は、従来の H W 参照の処理と比較し、仮想 H W 参照の処理は単純であるためである。

【 0 0 5 9 】

第 2 の効果は、流用開発が容易になることである。その理由は、A C P I 1 2 が仮想 H W 1 3 1 を参照しており、H W 変更があっても、A S L の書き換えが軽微なものとなるためである。

【 0 0 6 0 】

第 3 の効果は、マルチ O S サポートが容易になることにある。その理由は、A C P I 開発規模が減り、A C P I ドライバが解釈可能な標準 A S L のみで記述が可能となるためである。

【 0 0 6 1 】

第 4 の効果は、A C P I 側のデバッグをとることが可能となることである。その理由は、仮想 H W ストレージとしてメモリを定義することで、データを記憶させることができるためである。

【 実施例 2 】

【 0 0 6 2 】

次に、図 4 及び図 5 を参照して、本発明の第 2 の実施例について説明する。

【 0 0 6 3 】

図 4 は、本実施例の全体構成を示す。図 4 を参照すると、本実施例に係るコンピュータシステム 1 0 は、H W 1 5 に C P U 3、C P U 4 が追加されている点で図 1 と異なる。ランタイム (Runtime) 中に C P U ソケットなどを追加する処理を動的構成制御という。本発明は、動的構成制御に対しても機能する。

【 0 0 6 4 】

ここで、図 1 の H W 5 に動的構成制御によって C P U 3、C P U 4 が追加され、図 1 の構成が図 4 の構成になったとする。

【 0 0 6 5 】

図 5 は、本実施例による動的制御の動作ステップを示す。なお、図 4 の A 1 ~ A 8 は、図 5 のステップ A 1 ~ A 8 にそれぞれ対応する。図 5 を参照すると、図 3 の動的構成制御でない場合の動作ステップと比較し、ステップ A 1 ~ A 8 に加え、ステップ A 4、A 5 の間に、ステップ A 1 1、A 1 2 が追加されている。ステップ A 1 ~ A 8 の動作は、図 3 と同じであるため、以下にステップ A 1 1、A 1 2 のみ説明する。

【 0 0 6 6 】

まず、O S 1 が立ち上がった (ステップ A 4) 後、ステップ A 1 1 では、C P U ソケッ

10

20

30

40

50



トなどがHW 5に追加される(動的構成制御)。

【0067】

次に、ステップA 1 2では、BIOS 1 4がHW 1 5を参照し、HW構成格納部 1 3 1 1へ参照したデータを格納する。ステップA 1 2は、ステップA 3と同じである。つまり、動的構成制御(ステップA 1 1)が終わった後、動的構成制御前に行ったステップ(仮想HW 1 3 1、ACPI 1 2、OS 1 2の順にHW構成情報を渡す)を反復すれば、動的構成制御に対しても本発明を機能させる(OS 1 1にHW構成を認識させる)ことができる。

【0068】

なお、上記の実施形態及び実施例に係るコンピュータシステム及びそのHW抽象化方法は、ハードウェア、ソフトウェア、又はこれらの組合せにより実現することができる。この場合の構成は特に限定されるものではなく、上述した各構成要素の機能を実現可能であれば、いずれのものでも適用可能である。例えば、上述した各構成要素の機能毎に回路や部品等を独立させて個別に構成したもので、複数の機能を1つの回路や部品等に組み入れて一体的に構成したもので、いずれでもよい。

【0069】

上記の実施形態及び実施例の一部又は全部は、以下の付記のようにも記載されうるが、以下には限定されない。

【0070】

(付記1) HW(ハードウェア)を仮想空間のACPIツリー上に配列したオブジェクトとして抽象化するACPIと、ACPIを介してHWの構成を認識するOSと、ACPIとHWとの間に設けられ、ACPIツリー上のオブジェクトと同じ配列でHW毎の情報を格納する場所を並べて構成されるメモリ領域を有する仮想HWと、事前にHWを参照してHW毎の情報を仮想HWのメモリ領域内の当該HWに対応する場所に格納するBIOSとを有し、ACPIがHWを直接参照せずに仮想HWのメモリ領域を参照してHW毎の情報を得ることにより、OSがACPIを介してHW毎の情報からHWの構成を認識することを特徴とするコンピュータシステム。

【0071】

(付記2) 仮想HWのメモリ領域は、ACPIツリー上に割り当てられるACPI番号順にHWの情報を格納する場所を並べて構成されることを特徴とする付記1に記載のコンピュータシステム。

【0072】

(付記3) 仮想HWは、デバッグ用メモリ領域をさらに有し、ACPIが仮想HWのメモリ領域を参照する際、ACPI側のデバッグに必要なデータをデバッグ用メモリ領域に格納することを特徴とする付記1又は2に記載のコンピュータシステム。

【0073】

(付記4) BIOSは、HWの初期化過程で当該HWを参照してHW毎の情報を仮想HWのメモリ領域内の当該HWに対応する場所に格納することを特徴とする付記1から3のいずれか1項に記載のコンピュータシステム。

【0074】

(付記5) HWの構成がOSの運用中に動的に変更になった場合、BIOSが、HWの構成変更を仮想HWのメモリ領域内の当該HWに対応する場所の格納されたHW毎の情報に反映させることにより、OSが仮想HWを介してHWの構成変更を認識することを特徴とする付記1から4のいずれか1項に記載のコンピュータシステム。

【0075】

(付記6) ACPIが、HW(ハードウェア)を仮想空間のACPIツリー上に配列したオブジェクトとして抽象化し、ACPIとHWとの間に、ACPIツリー上のオブジェクトと同じ配列でHW毎の情報を格納する場所を並べて構成されるメモリ領域を有する仮想HWを設け、BIOSが、事前にHWを参照してHW毎の情報を仮想HWのメモリ領域内の当該HWに対応する場所に格納し、ACPIがHWを直接参照せずに仮想HWのメモ

10

20

30

40

50

リ領域を参照してHW毎の情報を得ることにより、OSがACPIを介してHW毎の情報からHWの構成を認識することを特徴とするコンピュータシステムのHW抽象化方法。

【0076】

(付記7) 仮想HWのメモリ領域は、ACPIツリー上に割り当てられるACPI番号順にHWの情報を格納する場所を並べて構成されることを特徴とする付記6に記載のコンピュータシステムのHW抽象化方法。

【0077】

(付記8) 仮想HWは、デバッグ用メモリ領域をさらに有し、ACPIが仮想HWのメモリ領域を参照する際、ACPI側のデバッグに必要なデータをデバッグ用メモリ領域に格納することを特徴とする付記6又は7に記載のコンピュータシステムのHW抽象化方法

10

【0078】

(付記9) BIOSが、HWの初期化過程で当該HWを参照してHW毎の情報を仮想HWのメモリ領域内の当該HWに対応する場所に格納することを特徴とする付記6から8のいずれか1項に記載のコンピュータシステムのHW抽象化方法。

【0079】

(付記10) HWの構成がOSの運用中に動的に変更になった場合、BIOSが、HWの構成変更を仮想HWのメモリ領域内の当該HWに対応する場所の格納されたHW毎の情報に反映させることにより、OSが仮想HWを介してHWの構成変更を認識することを特徴とする付記6から9のいずれか1項に記載のコンピュータシステムのHW抽象化方法。

20

【0080】

以上、実施の形態を参照して本願発明を説明したが、本願発明は上記実施の形態に限定されるものではない。本願発明の構成や詳細には、本願発明のスコープ内で当業者が理解し得る様々な変更をすることができる。

【産業上の利用可能性】

【0081】

以上説明したように、本発明は、ACPIによるHW抽象化方式を用いた大規模マルチOSサーバなどのコンピュータシステムの用途に利用可能である。

【符号の説明】

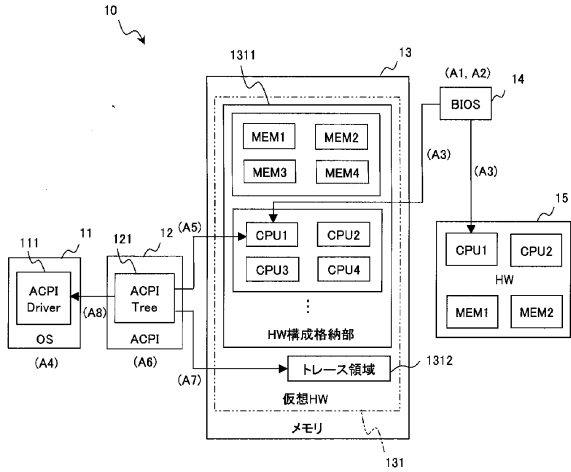
【0082】

- 10 コンピュータシステム
- 11 OS
- 12 ACPI
- 13 メモリ
- 14 BIOS
- 15 HW(ハードウェア)
- 111 ACPIドライバ
- 121 ACPIツリー
- 131 仮想メモリ
- 1311 HW構成格納部
- 1322 トレース領域

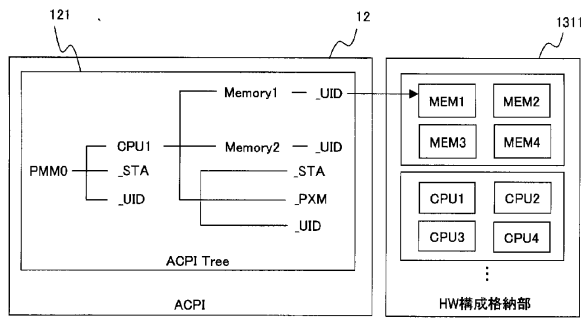
30

40

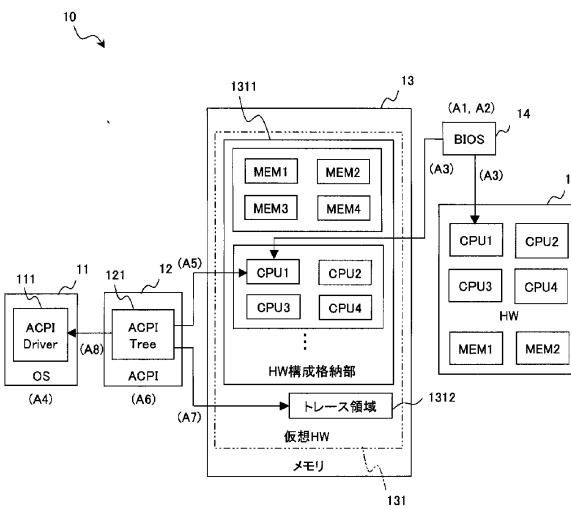
【図1】



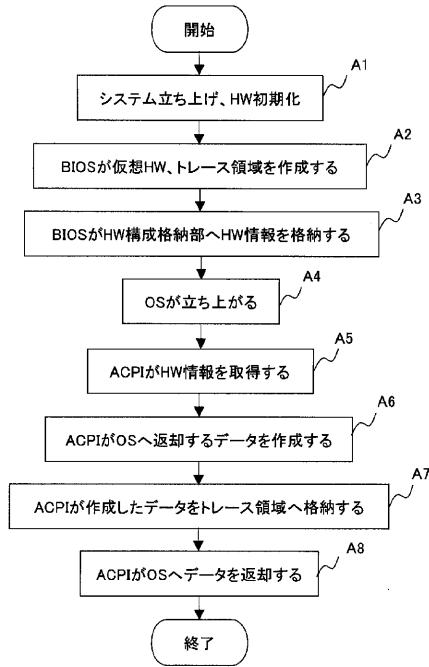
【図2】



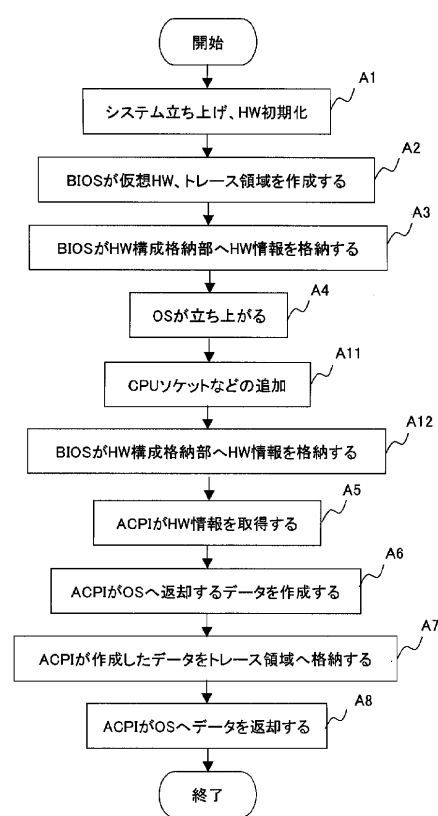
【図4】



【図3】



【図5】



---

フロントページの続き

- (56)参考文献 特開2004-070953(JP,A)  
特開2004-070952(JP,A)  
特開2004-070945(JP,A)  
特表2009-508183(JP,A)  
特開2006-309754(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06F 9/445